

資格：社会福祉主事について（ご案内）

■社会福祉主事とは

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格。国家資格ではありません。社会福祉士との混同に注意）であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されています。保護や援助を必要としている人の相談・指導・援助を行うことを職務とします。

※「社会福祉士」とは異なります。

「社会福祉士」の資格は、第二文学部 社会・人間系専修、文化構想学部 現代人間論系社会福祉士プログラム（2011年入学者まで取得可）、人間科学部 健康福祉学科の学生のみ取得可能です。

■社会福祉主事となる資格を有することの証明について

大学として**単位修得証明書は発行しません。**

学生・卒業生は**成績・卒業証明書**にて必要な要件を満たすことを確認します。

※成績・卒業証明書で証明できる根拠は

[厚生労働省のページ](http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi9.html)(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi9.html>)に記載があります。

以下、厚生労働省ホームページからの抜粋=====

2. 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

上記の社会福祉法第 19 条第 1 項において定められている「社会福祉に関する科目」は、時代の変遷とともに科目名の変更を行っています。このため、三科目主事の該当可否を判断する際には、卒業された年度において規定されていた指定科目名に基づいて確認することになります。科目名の変更は行っていますが、制度自体の変更はなく、大学等に在籍当時に指定科目名と一言一句同じ科目を3科目以上履修し、卒業されていれば該当することとなります。（科目等履修生として履修されたものは認められません。）

なお、3科目以上を履修したことを証する書類としては、学校から出される**卒業証明書と成績証明書の2点をもって確認すること**としています。

■社会福祉主事になる資格を取得する方法（社会福祉主事の設置に関する法律第2条第1項第1号）

下記科目の中から3科目以上の単位を修得すること。

社会福祉概論	社会福祉事業史	社会福祉援助技術論	社会福祉調査論	社会福祉施設経営論
社会福祉行政論	社会保障論	公的扶助論	児童福祉論	家庭福祉論
保育理論	身体障害者福祉論	知的障害者福祉論	精神障害者保健福祉論	老人福祉論
医療社会事業論	地域福祉論	法学	民法	行政法
経済学	心理学	社会学	社会政策	経済政策
教育学	倫理学	公衆衛生学	医学一般	リハビリテーション論
看護学	介護概論	栄養学	家政学	

■科目の読み替えの範囲について

原則、上記科目名と**全く同じ科目名でない認められません**が、読み替え可能な科目もあります。詳細は、厚生労働省のページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shaen130327.pdf>) を参照してください。

1 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲

社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）については、「社会福祉主事の資格に関する科目指定」（昭和 25 年厚生省告示第 226 号）に定められているところであるが、その科目の読み替えの範囲は次のとおりとする。なお、指定科目の名称及び読み替の範囲に掲げる科目の名称（以下「科目名」という。）が次のいずれかに該当する場合には、読み替の範囲に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(1) 科目名の末尾に、「原論」、「(の) 原理」、「総論」、「概論」、「概説」、「論」、「法」、「(の) 方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合

(2) 「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について」（平成 12 年 9 月 13 日付け社援第 2074 号厚生省社会・援護局長通知）の別添「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容」（以下「シラバス通知」という。）に示す教育内容が全て含まれる場合であって、科目名の末尾に「Ⅰ」、「Ⅱ」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合

(3) (1) 及び (2) のいずれにも該当する場合

(例 1) 「社会政策」に相当する科目を行う場合

- ・ (1) に該当する場合 「社会政策論」、「社会政策総論」等でも可。
- ・ (2) に該当する場合 「社会政策Ⅰ」及び「社会政策Ⅱ」等でも可。
- ・ (3) に該当する場合 「社会政策論Ⅰ」及び「社会政策論Ⅱ」等でも可。

(例 2) 「介護概論」に相当する科目を行う場合

- ・ (1) に該当する場合 「介護福祉原論」、「介護福祉総論」、「介護福祉学総論」等でも可。
- ・ (2) に該当する場合 「介護概論Ⅰ」及び「介護概論Ⅱ」等でも可。
- ・ (3) に該当する場合 「介護福祉概説Ⅰ」及び「介護福祉概説Ⅱ」等でも可。

科目名	読 替 え の 範 囲
社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉
社会福祉事業史	① 社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史② 日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史を履修していること
社会福祉援助技術論	① 社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会事業方法、ソーシャルワーク、相談援助
	② 相談援助の基盤と専門職及び相談援助の理論と方法の2科目
社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、社会調査
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画
社会保障論	社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度
児童福祉論	① 児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉② 児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度並びに家庭福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目
家庭福祉論	① 家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福祉、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助② 児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度並びに児童福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目
保育理論	保育
身体障害者福祉論	① 身体障害者福祉② 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉
	（身体障害者福祉と知的障害者福祉を含んでいるものに限っては身体障害者福祉と知的障害者福祉の2科目に該当する。）
知的障害者福祉論	① 知的障害者福祉② 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉（身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。）
精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉
老人福祉論	老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度
医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ（一）ワーク、コミュニティ（一）オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、コミュニティ（一）福祉
法学	法律学、基礎法学、法学入門
民法	民法総則、民法入門
経済学	経済、基礎経済、経済学入門
社会政策	社会政策、労働経済
心理学	心理、心理学理論と心理的支援、心理学入門
社会学	社会理論と社会システム、社会学入門
教育学	教育、教育学入門
倫理学	倫理、倫理学入門
公衆衛生学	公衆衛生、公衆衛生学入門
医学一般	① 医学知識、医学、医学入門、一般臨床医学、人体の構造と機能及び疾病、人体の構造（・）機能（・）疾病
	② 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進を履修していること。
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学、リハビリテーション入門
看護学	看護、基礎看護、看護学入門
介護概論	介護福祉、介護、介護知識、介護の基本、介護学入門
栄養学	栄養、栄養指導、栄養（・）調理、基礎栄養学、栄養学入門
家政学	家政、家政学入門